



(写真: マツバギク)

第 25 号
発行
2007 年 6 月 30 日
柳瀬川町内会
広報部

やまがわ 広報

〓 会長就任のごあいさつに代えて 〓

町内会の存在意義

柳瀬川町内会会長 竹前 栄二



当町内会も発足して二十八年と
なった。

発足当時、柳瀬川は蛇行し、大雨
が降るたびに水位が気になった。1班
から3班の大排水沿いの道も未舗装
で、8班の脇の空き地には残土が積
んであり、風が吹けば埃が舞った。環
境も悪く、市に個人で苦情を言い、
要望を出しても埒があかなかった。
これでは駄目だと気づき、先輩の
方々が苦勞して町内会を設立してく
ださった。草創期の苦勞は並大抵で
はなかったと思う。仕事の合間をぬっ
て町内や市役所などと折衝し、町内
をまとめてやっと発足できた。

その恩恵は発足後の町内環境を
見て頂ければ分かるはずだ。

代々の会長のお陰で、道路の舗装、
街灯も蛍光灯の暗い照明から水銀灯
に切替、町内入口の道路の拡幅工事、
消火器の設置、直近では恒久ポンプ

の設置によりエンジンポンプを回さな
くて済むようになった。

ここまでにするには代々の会長が、
県庁、市役所等、行政と何十回も折
衝をして今日の姿がある。

これも代々の会長、町内会員の
方々が力を合わせた結果ではないか。
環境が良くなってくると、我儘が出
てきて、町内会の組織が面倒だとか、
愚痴が出てくる。

しかし、身近の事だが、ゴミの処理
等は容器等を市から貰いステーション
を設置し届け出をして等は、市では
個人では受け付けられないし、共同の置
き場の設置を要請される。インフラ
が整ってくる、初心を忘れる。

町内会の存在意義は皆で団結して
事にあたり、住み良い町にしていくな
どと思う。

現代は個人が大事だ、と余りにも
個人主義に走ってしまい、近所の事に
は口を出さない。

町内会には私には関係ないと言いな
がらゴミだけは出す。お互いが協力し
て今日がある。

やはり近隣の環境問題は(ゴミ、舗
装、水害等)個人で当たるより、行政
との折衝などは、町内会を通してや
った方が解決は早いと思う。

行政としても、税金を使って事業
をする訳であるから、個人の要望よ
り町内会組織を通しての要望の方が

多数の住民が困っていると判断でき
る。

町内会組織も面倒くさいと思う
こともあるかもしれないが、町内会の
ないときと比べてみれば歴然と存在
意義を見出せると思う。

まだまだ町内会として、排水路の
暗渠化、恒久ポンプの再増設の問題
等々を要望しなければならぬ。

縁あって皆様方が一緒に住むよう
になった町である。皆で力を合わせ、
安全・安心で住み易い町にしていきた
いと思う。



町内会と舗装の思い出

7班 倉田 輝雄

■ 柳瀬川町内会の誕生

ことの起ころは町内の真ん中を通
る「6m道路(通称)」の舗装問題でし
た。

三十年ほども前のことになりました
が、当時はこの町内の中央通りは舗
装されておらず、雨や雪が降れば泥
田そのものでした。通勤・通学や買
物に、大いに悩まされたものです。

これではいけない、何とかしなけれ
ばと立ち上がったのが、のちに初代の

町内会長となった小沢さん(すでに転出)で、市に対して個人で舗装の陳情を始めました。しかし、個人としては市はまともに対応してくれず、「聞いておきましょう」と受け流されるだけでした。

そこでこの要望を受理してもらおうため、住民の総意と認めてもらえる町内会の設立を考えました。当時はこの地区は城町内会に組み込まれていました。この舗装陳情を旨とする世帯が独立し、新しい町内会を結成することにしたのです。

結成にあたって新町内会の名称を住民から募集しました。坂下橋町内会などいくつかの候補案が出ましたが、最終的には「柳瀬川町内会」と決定しました。この名は実は私の発案だったので、愛着もひとおです。

ちなみに東上線の駅名が柳瀬川ですが、これは当町内会よりもあとで命名(1979年11月・新駅開業)されたものです。

■ 舗装までの困りごと

さて、6m道路舗装を主目的として設立した新町内会でしたが、すぐにその効果が発揮されたわけではありませんでした。それでも首を長くして待つうちに、陳情受理の朗報は突然に(二十年前ほど前)もたらされました。ところがその知らせには付帯条件がありました。いわく、「舗装のた

めには、当該地の私道部分の所有者がそれを市に寄付する同意(捺印)が必要」ということで、各戸の名前が書かれた用紙が届いたのです。

待ちに待った朗報をいただいていたものの、これは大変なおマケがついたものです。暗雲がよぎる思いを持ちながら、該当する三十軒ほどのお宅を訪ねたところ、不安はまさに的中でした。

「住宅と同じ単価で道路を買っている。買い取るなら別だが、寄付などできない」「君らは若いから、この環境を良くし、高く売って出て行くつもりだろう。協力できるものか」「子ども持ち物だから、聞かなければわからない」などなど、同意どころの話ではない混乱ぶりでした。

しかし、これらのご意見を聞いて得られたのは、市が買い上げてくれるなら協力してもらえそうという感触です。そこで市に再度その旨をお願いしました。返答ははかばかしいものではありませんでしたが、これも待つうちに受諾の知らせがあり、そこで地権者の皆さんにも一気に同意していただくことができました。

しかし、問題はまだ一つ残っていました。それは大塚建材さんの私有地(現在の駐車場に面した部分の道路幅の半分)のことです。これについては市が交渉することになっていましたが、

大塚さんは話を聞くどころか「市へは絶対に協力しない」と息巻く始末です。6m道路の真ん中(自分の私有地境界線)に鉄柵を打ち込んでしまいました。

これではせつかくの舗装も柵上げになってしまいうので、町内会として大塚建材さんへ伺いました。「何のためにあんなことをしたのか。町内への嫌がらせか」と聞くと、そうではなく市への抗議なのだとのことでした。市はかつて大塚さんのご自宅前の私有地を無断で舗装し、さらに今回問題になっている6m道路でも、大塚さん所有部分に下水本管をこれも無断で埋設したということ、まさに激怒という状態でした。

■ いよいよ完成へ!

大塚さんの言い分には同情するものの、このままでは町内会が困ってしまいます。大塚さんには翻意をお願いする一方で、我々はすぐに市役所へ行き、総務課長にこのいきさつを話しました。課長はこれらの事実を認めた上で、「こちらも困っていて、今は様子見だ」ということで埒があきません。

それではと消防署へ赴き、署長に経過を話し、万一のときに消防車が入れないから、消防署から鉄柵をはずしてもらおうことをお願いしました。しかし、返事は「小型消防車があり、

3m幅があれば大丈夫」とつれないものでした。念のため実際に現場確認までしてもらいましたが、結果はしつかりと通過可能で、消防署に解決してもらおう手はあきらめざるを得ませんでした。

その後、市は7班横の畑を買い、それを大塚さんへの代替地として交換し、ようやくこの問題は解決したのでした。

今ではそんなスタメンダもすべてアスファルトの下に閉じ込めて、6m道路は町内中央通りとして立派な道になりました。いつもではありませんが、何かの拍子に苦労した昔をひよいと思いがすことがあります。今となっては、ずいぶん遠い思い出になったものです。

あの当時、快く私道を提供してくださった皆さん、そして陳情やさまざまな交渉と一緒に努力した皆さん、本当にありがとうございます。



会長六年間を省みて

2班 仁科 正行

私は副会長を5年間務め、その後会長を拝命し、6年間務めさせていただきました。

会長になったときは副会長の経験もあり、また前会長の田村さんに色々ご指導していただいた関係で、それほどの苦勞もなく会長職を全うすることができたと思います。

就任時に前任者から引き継いだ事項は、ポンプ場および町内会館の建設でした。平成11年2月に前任者が市および県に陳情書を提出して活動は本格的に始動しました。

何はともあれ、ポンプ場建設は急務と考え、市役所に何度も足を運び打ち合わせを行いました。しかし、大がかりなポンプ場の建設は予算の関係で不可能でした。

代替案として可搬式ポンプの増設を申請して採用され、それまで小型1台だったところへ大型が加わりました。しかし、それでも水害は防ぐことができず、再度ポンプの増設を申請し、大型が1台増えました。ポンプ場にはピットを掘り、貯水しながら2台で放水する方法をとりました。

ところがそれでも洪水対策は万全ではなく、高性能な排水設備は必要不可欠であり、再々市役所に行き、

下水道課や市長に会い、恒久ポンプ場の建設を陳情しました。

市は予算を取るため、県および国に働きかけをして、どうにか財源を確保することができました。その後、「館第二排水ポンプ場(正式名称)」建設に関する予算委員会が市で開

かれ、私は勇躍その傍聴に出かけました。次いで本会議が行われ、色々な意見が述べられました。最終的に賛成多数で可決され、ようやくポンプ場建設が可能となりました。

陳情書の提出から6年以上経過して、最終的に平成17年6月に立派なポンプ場が完成しました。お陰さまで、その後の大雨でも今のところ水害もなく、安心して過ごすことができるようになりました。



私の在任中にこの本格的なポンプ場ができたことは、前会長および町会の皆様方のご協力・ご支援の賜物と感謝申し上げます。

最後に、町内会館が在任中にできなかったことは心残りではありますが

が、これから建設が始まる町内会館が無事完成することを願うとともに、町内会の皆様には並々ならぬご指導・ご協力をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

防犯パトロールで

感じたこと

8班 田村友一

町内会で防犯パトロールが開始されて、早9ヶ月になろうとしています。

最初の頃は、あの派手な防犯グッズを着けて巡回するのが何だか少し照れくさい思いをしたことは私だけだったでしょうか。しかし今では、他のパトロールの人もよく見かけ、気恥ずかしさも薄らいで、すっかり板に付いたように思います。

幸いにして、今のところ犬の糞の不始末以外はこれといった不審なことに出会っていません。ただ少しだけ気掛かりのことがあります。

それは、5月7日(月)18時30分頃のことで、黒木さん宅横で女子中学生3人(1人は、仲裁役みたい)が、かなり語気を強めて言い争いをしていました。あまりにもひどい口調だったので近寄って「もう遅いから早く帰きなさいよ」と声を掛けたら「ハイ」と返

事をしてくれました。

一回り(15分くらい)して帰宅しようと思つたら、まだ争いが続いていました。そこで再び近寄って、「ケンカをしても最後は仲直りをするんだよ」と言ったら、「ハイ」と大きな返事が返ってきました。

帰宅後、暫くしてから心配でもう一度覗いてみましたが、その時はもう退散していました。

果たして仲直りしてくれたかなア……。大人が子供のケンカに介入するつもりは毛頭ありませんが、そうかといつて黙って見過ごしてもいいものでしょうか。それとなく、「大人は、君たちのことが心配なんだよ」と知らせることも必要なんじゃないでしょうか。

皆様方は、いかがでしょうか。



「はたぎくら」発見

2班 仁科 正行

「はたぎくら」は志木市では長勝院ハタザクラが有名で、その子どもにあたる木が市役所・志木中・丸井敷地などに植えられています。私はそれ以外の場所で発見しました。

ある日散歩中、道端に山桜の花が咲いておりましてので良く見ると、花

ビラを中心にもう1枚花ビラがある
ではありませんか。周りを調べると、
その他にも3個見つかりました。

その花を持って長勝院(跡)に行き
比較したところ、同じ花であるのには
驚きました。

「はたぎくら」は長勝院のみにある
ものとは思いりましたが、山桜にも
「はたぎくら」はあるということを見
見しました。

一度(来年)咲いたときにご覧にな
つて見てはいかがでしょう。

場所は町内から柳瀬川駅に向かい、
富士見橋の信号の手前10m・左側(サ
クラの木は1本)です。



柳瀬川のサクラも 芥川賞作品の中に

2班 川口 勲

つい先日、桜の開花でみんなが浮
かれていたと思ったら、今はもうそれ
も久しい。

日本列島は狭いと思われているが、

沖縄から北海道までの桜の北上期間
は約2ヶ月間、各地の花見時期は短
時日であるが日本全体では長期にわ
たりみんなを楽しませてくれる。

さて、桜と言え、先日、今年の
芥川賞受賞作品(青山七重「ひとり
日和」)を読んでいたら、エピソードの
くだりで以下のような文章が目にと
まった。以下一部抜粋する

《日曜、東京に向かう東上線は込
んでいた。・中略・電車が柳瀬川の
橋に差し掛かった。岸辺には、まだ茶
色い枝を伸ばしただけの桜並木が
細々と続いている。あと一ヶ月もすれ
ば、花は満開になって、私はそれを満
員電車の中から眺めるだろう。》

この作品は多数の読者に読まれる
だろうが、一般の読者は車窓の情景
として何となく読み過ぎすことと思
う。しかし、地元に住む私にとっては
「おっ、柳瀬川」が載っている」と、目を
輝かすくだりである。しかも芥川賞
作品となると何となく嬉しくもあり、
みんなに知らせたくもなる。

柳瀬川駅近くの人たちがこの作品
を読んだならば、やはり私と同じ思
いであろう。柳瀬川の桜並木も有名
になったものである。

なお、木々の樹齢は普通百年以上
ならば古木と言われるようだ。山形
県の薬師桜は千二百年以上、福島県
の三春の桜は千年以上、長勝院旗桜

は四百年以上の樹齢と聞く。柳瀬川
の桜はたかだか三十数年の若木、ま
だまだ先は長い。

土手の桜はソメイヨシノ。ソメイヨ
シノは下ヒガンとオオシマザクラの雑
種とされ、木の寿命は短いといわれ
ている。

土手の桜が古木と言われるように
なるには、まだ数十
年の年月が必要で
ある。

近在の人々をこ
れからも毎年、開
花時期には長年
に渡り楽しませて
くれるであろう。

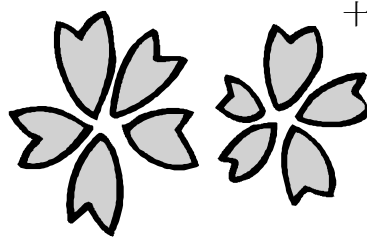
たたみ上手・生ゴミネット

7班 奥村 エイ子

生ゴミに掛ける網ですが、倉田さ
んがたたんだのは、すっきりと、コンパ
クトにたためています。

私も同じようにたたみたいと思
いやつてみますが、すっきりでき上がり
ません。

ゴミ回収後、ネットの片付けはお
当番の仕事ですが、その前にきれいに
たたんであることがあります。一目
で倉田さんがたたんだと分かります。
感心しています。



住宅用火災警報器の設置が 義務付けられます

改正消防法により、今年6月1日から
すべての住宅に火災警報器の設置が義
務付けられました。新築の場合は法施
行日から、既存住宅でも来年5月末日
までに設置しなくてはなりません。

▲設置が必要な場所▼ ① 就寝に使う
部屋(来客用は除く) ② 就寝に使う
部屋がある階から下の階に通ずる階段
の踊場の天井

※ご購入の際は、「NS」マーク(鑑定
印)の貼られたものを選んでください。

町内の古い資料を探しています

柳瀬川町内会では、志木の中では「新米」
ですが、それでも設立して二十八年に
なります。せつかくの歴史ですから、町
内のみんながそれを共有したいもので
す。かつてのことを思い出せる写真や広
報などをお持ちでしたら、ぜひ広報部
にお貸しいただけないでしょうか。今後
の広報に掲載したいと存じます。

●お貸しいただける場合は、広報部メ
ンバー(部長:2班・川口、7班・奥村、1
班・中山、5班・杉原)または各班の班
長さんへお声をかけてください。

《編集後記》久しぶりの町内会広報
を発行することができました。今回は、
たまたま町内会の歴史に触れる内容が
目につきました。整備のできた環境を
大切に、これからもみんなのでよりよい
町づくりを目指しましょう。(広報部)